

資料 1-6 平成 30 年度第二回中浦地区検討会配布資料

平成 30 年度 西海市風力発電導入に向けた地域検討会
(第二回 中浦地区検討会)

- ・日時：平成 30 年 12 月 20 日 (木) 9 : 30~12 : 30
- ・場所：中浦公民館 (中浦農業多目的集会所)

次 第

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. 開会あいさつ | 9:30~9:40 |
| 2. 議事 | |
| (1) 合意形成について | 9:40~10:15 |
| (2) 環境影響について | 10:15~11:00 |
| ・景観調査結果について | |
| ～休憩 (10 分)～ | |
| (3) 地域貢献について | 11:10~12:10 |
| ・地域活性化策の方針に係る協議 | |
| 3. その他 | 12:10~12:20 |
| ・第三回合同検討会・第二回勉強会について | |
| ・今年度の西海市の取り組みについて | |
| 4. 全体振り返り・閉会 | 12:20~12:30 |

【配布資料】

- 資料 1 地域検討会委員名簿
- 資料 2 座席表
- 資料 3-1 合意形成について
- 資料 3-2 協定書 (様式案)
- 資料 4 環境保全について
- 資料 5 地域貢献に係る協議について
- 資料 6 地域貢献について
- 資料 7 第三回合同検討会・第二回勉強会について
- 資料 8 今年度の西海市の取り組みについて

	区分	所属	役職	氏名	
検討会 委員	学識経験者 ・有識者	長崎総合科学大学新技術創成研究所	特命教授	池上 国広	
		長崎大学環境科学部	教授	菊池 英弘	
		日本野鳥の会 長崎県支部 県希少野生動植物種モニタリング委員会	委員	谷口 秀樹	
	住民代表	中浦地区		行政区長	辻 道行
		中浦地区			岸浦 秀次
		中浦地区			中村 幹雄
		中浦地区			山下 銀河
		中浦地区			垣内 英利
		中浦地区			大串 一朗
		中浦地区			松永 勝之輔
		中浦地区			岸本 徹也
	農林漁業	西海市農業委員会		会長	岩崎 信一郎
		長崎南部森林組合 西海支所		技師	柄本 司
		長崎西彼農業協同組合 大瀬戸支店		支店長	北川 公明
	観光、商工、航 路、金融等	NPO法人 西海市観光協会		事務局長	河野 哲朗
		西海市商工会		理事	前川 優也
		黒瀬建設(株)		課長	末永 良友
		(株)親和銀行 ソリューション営業部		部長	下田 義孝
	西海市 関係部局	商工観光物産課		課長	本村 真一
		環境政策課		課長	山口 和則
		農林課		課長	辻野 秀樹
		西海総合支所		総合支所長	崎谷 秀樹
				22名	
オブザー バー	県関係部局	長崎県産業労働部 新産業創造課	係長	小島 敬輝	
	発電事業者(陸上)	日本風力エネルギー株式会社	シニアマネージャー	川崎 正幹	
	その他	株式会社西海クリエイティブカンパニー	取締役	宮里 賢史	
新上五島町役場 総合政策課		係長	伊賀 剛		
事務局	西海市	政策企画課	課長	川原 進一	
			課長補佐	森下 直也	
			係長	松崎 信也	
	アジア航測株式会社	福岡支店 社会インフラ技術一課	課長	水口 拓	
				久保 龍志	
	長崎営業所		藤島 正行		

平成30年度 西海市風力発電導入に向けた地域検討会 (第二回中浦地区検討会)

座席表

[]	
<p>長崎西彼農業協同組合 大瀬戸支店 北川 公明</p> <p>NPO法人 西海市観光協会 河野 哲朗</p> <p>西海市商工会 前川 優也</p> <p>黒瀬建設(株) 末永 良友</p> <p>(株)親和銀行 ソリューション営業部 下田 義孝</p> <p>(株)親和銀行 ソリューション営業部 田中 一誠</p> <p>西海市 商工観光物産課 坂本 章</p>	<p>長崎総合科学大学 新技術創成研究所 池上 国広</p> <p>長崎大学 環境科学部 菊池 英弘</p> <p>中浦地区 辻 道行</p> <p>中浦地区 岸浦 秀次</p> <p>中浦地区 中村 幹雄</p> <p>中浦地区 山下 銀河</p> <p>中浦地区 大串 一郎</p>
事務局	事務局
事務局	事務局
事務局	事務局
<p>西海市 環境政策課 山口 和則</p> <p>西海市 農林課 原田 武</p> <p>西海市 総合支所 崎谷 秀樹</p>	<p>中浦地区 松永 勝之輔</p> <p>中浦地区 岸本 徹也</p>
<p>宮里 賢史</p> <p>カンパニー (株)西海クリエイティブ</p>	<p>新上五島町役場 総合政策課 伊賀 剛</p> <p>長崎県産業労働部 新産業創造課 小島 敬輝</p> <p>日本風力エネルギー(株) 川崎 正幹</p>

事業実施について、地域・先行利用者等と事業者の間の最終的な合意形成にあたっては、**事業への同意書や各種契約等が取り交わされる**ことが想定されます。

そして、この同意や契約等を取り交わす前段には、事業者の環境影響や地域貢献等への配慮・対応方針について明文化したものが必要となります。

「**事業をどのように進めるのかを取り決めた基本的なルール**」について明文化したものを拠り所に、地域や様々な関係組織が、事業者と協議を行い、同意や契約等を取り交わすことで、最終的に合意が形成されるものと考えます。

【本日の取り組み】

「**事業をどのように進めるのか取り決めた基本的なルール**」を**協定書**とし、協定書の基となる**協定書（様式案）**について、検討を行います。

協定書の主な内容として、以下の項目を定める目的も踏まえ、検討を行います。

- 1) 協議の場 2) 事業計画等の説明 3) 環境影響
- 4) 地域振興 5) 連絡体制 6) 報告 7) その他

（※検討結果はあくまでも協定書（様式案）となります。）

（※実際には、各地域の実情に応じて、事業者と協定書の詳細内容について協議を行う必要があります。）

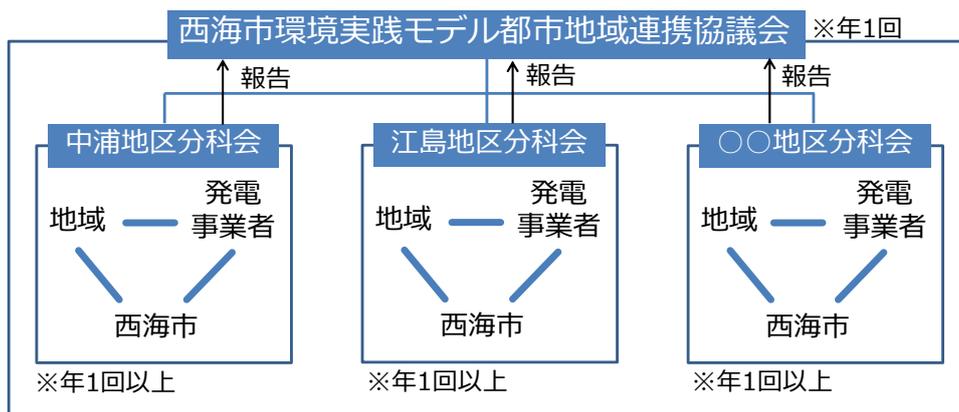
1) 協議の場

○目的

風力発電事業は、工事の施工から風力発電機の稼働及び撤去まで、地域に長期的に係わる事業となります。その間定期的に地域、事業者、行政等が事業の進捗状況や環境影響、地域貢献等について協議する場を設け、地域との親和性を高く保ちながら、事業を継続していく必要があります。

【協定書（様式案）の主な内容】

・協定書締結後は、事業者が開催する「（仮称）●●地区分科会」をもって、事業に関する環境影響や地域振興等について協議する場とします。（第3条）

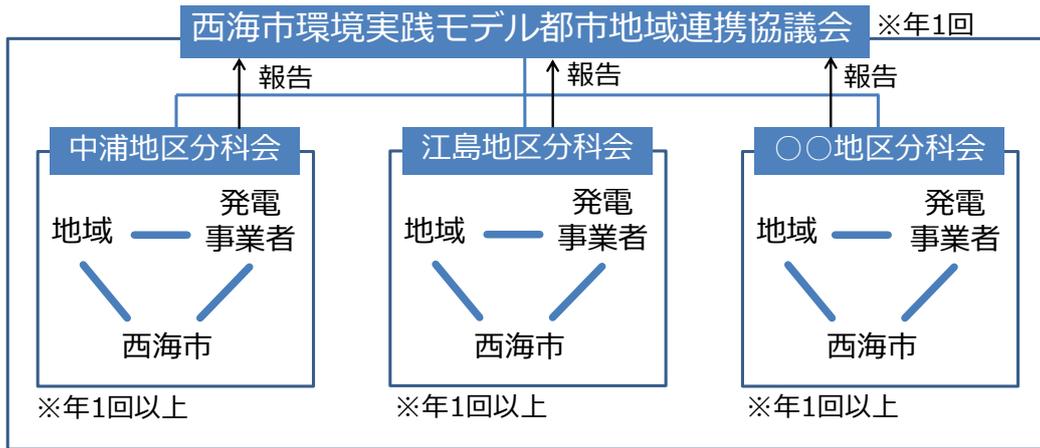


1) 協議の場

【協定書（様式案）の主な内容】

・事業者は、協定書締結後、地区分科会を工事施工開始前の可能な限り早い時期から年1回以上開催することとし、撤去完了と判断する状態となるまで（第6条）、地区分科会を開催することとします。（第4条）

・地区分科会の構成員は地域検討会委員を基本とし、協議の状況に応じて構成委員の過半数の同意をもって適宜変更できるものとします。（第5条）



2) 事業計画等の説明

○目的

風力発電施設については、①建設（工事用車両・作業船の通行、大型建設機械の稼働等）、②運転（音・低周波・影等）、③撤去（①と同様）の各段階において、地域住民（生活や健康等）、先行利用者（利用方法）への影響が想定されるため、丁寧な事前説明や進捗状況報告は必須となります。

また風車等事業に係わる施設の撤去については、先の将来になりますが、その方法や原状回復の程度および費用の積み立て状況等については、事前に協議・共有しておく必要があります。

【協定書（様式案）の内容】

・事業者は事業計画や工事計画、工事の進捗状況や風力発電機の運転状況等事業に関する事項を地区分科会に報告することとします。また風力発電機など事業に係わる施設の撤去に関しては、事業者はその費用の積み立て状況について報告するとともに、地区分科会の中で撤去方法や撤去後の状態について協議することとします。（第6条）

3) 環境影響

○目的

事業の実施に伴う環境影響については、環境影響評価によって、調査・予測・評価や保全措置の検討が行われます。

一方、工事中や風車の建設後、環境影響評価の中で想定されなかった影響が生じたり、事故等が発生したりする可能性もあります。事業者には、そのような状況への対応が求められます。

【協定書（様式案）の内容】

・事業者は、地域住民から、工事中を含む事業の実施に起因すると想定される騒音や振動、低周波音、風車の影等による生活に対する支障や健康等への影響に対する問い合わせがあった場合は、速やかに確認及び必要に応じて調査を実施する等、必要な対応を行うものとします。

・騒音や振動、低周波音、風車の影等により健康に影響が生じていると考えられる場合、必要な対応を行うまでの間、応急的な処置を施す等、住民の生活や健康に被害が出ないように努めるものとします。

また問い合わせを行った地域住民の了承を得た場合には問い合わせ内容、調査及び措置を実施した場合はその結果を地区分科会に報告するものとします。（第7条）

5

3) 環境影響

【協定書（様式案）の内容】

・事業者は、環境影響評価によって事後調査を行う場合には、事後調査の結果を地区分科会に報告するものとします。（第8条）

・事業者は、風力発電機の稼働状況等を常に把握すると共に、●●地区も把握できる体制を整えるものとします。また故障や破損等の不具合が生じた際には早急に対応するものとし、この不具合が地域住民の安全を害するおそれがある場合には、不具合の内容や対応結果について地区分科会及び地域住民に報告することとします。（事業者が風車メーカーに対して負う守秘義務や監督官庁の指導、命令等若しくは関係法令等に反しない範囲）（第9条）

・事業者は、本検討会で検討した「環境保全」の検討結果（資料4）に留意し事業を実施するものとします。（第10条）

6

4) 地域振興

○目的

風力発電事業の実施によるメリットとして地域振興につながることを期待されます。そのためには事業期間の中で、地域、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にしたうえで、継続的に協議を行い、取り組んでいく必要があります。

【協定書（様式案）の内容】

・●●地区及び事業者は、本検討会の検討結果（資料6）に示す地域振興等について、継続的に協議を行うこととします。また協議に当たっては、●●地区や事業者並びに関係組織が担う役割等など具体的に協議し、それぞれが協議が成立した事項について速やかに取り組み、その状況を地区分科会に報告することとします。（第11条）

5) 連絡体制

○目的

風力発電事業は工事実施や風力発電施設の運転、事業の実施に伴う地域振興に係る取り組み等、地域との係わりの深い事業となります。また事故等が発生した際には早急な事態の収束が求められます。このような事から事業や事業者に関する問い合わせ窓口や緊急の際の連絡体制の開示が求められます。

【協定書（様式案）の内容】

・事業者は、地域住民からの問い合わせ窓口及び緊急の際の連絡体制を地区分科会及び●●地区に示すこととします。また事業や事業者に関する問い合わせがあった際には早急に対応することとし、問い合わせ者の了承を得た場合には、その内容や、対応を行った場合はその結果を地区分科会に報告することとします。（第12条）

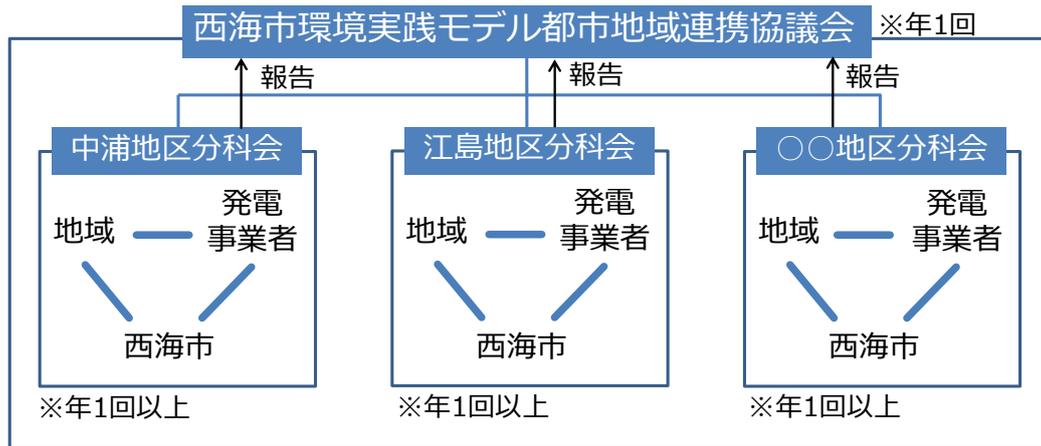
6) 報告

○目的

本協定書に記載する地区分科会は、各地区ごとの取り組みとなりますが、この取り組みを「西海市環境実践モデル都市地域連携協議会」に報告することで、各地区の取り組み内容の集約化が図られます。

【協定書（様式案）の内容】

・事業者は、地区分科会の協議内容を西海市環境実践モデル都市地域連携協議会に報告するものとします。（第13条）



9

7) その他

【協定書（様式案）の内容】

・協定書の有効期間は、協定締結日から第6条第2項で協議する撤去後の状態まで撤去が完了し、それを地区分科会で確認するまでの間とします。（第14条）

・●●地区及び事業者は、本協定に定める事項に拘らず、事業の実施に伴い新たに生ずる事項等について、協議を行うものとします。（第15条）

・本協定書に定めのない事項または本協定書各条項の解釈について疑義が生じた場合は、●●地区及び事業者はその都度協議して解決するものとします。（第16条）

・事業者は、地区分科会における全ての協議事項、報告等について議事録を作成し、●●地区と共有することとします。（第17条）

・本協定書は、風力発電事業の実施にあたり、先行利用者など個別組織等と事業者とが別途契約等を結ぶことを制限するものではありません。（第18条）

10

協定書（様式案）

長崎県西海市■●町●●地区（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が甲で行う風力発電事業（以下「事業」という。）に伴う地域の環境保全、地域振興の他必要な事項に関し、西海市長を立会人として次のとおり協定を締結する。

※斜字は最終的には削除する。

（目的）

第1条 この協定書は、乙が実施する事業について、甲及び乙が協議する場を設け、甲への環境影響を可能な限り低減しつつ、継続的な地域振興に寄与する事業とするための取り決め事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定に定める各条項を履行するものとする。

（協議の場）

第3条 甲は、乙の事業に伴う環境保全や地域振興等を協議するための機関として、乙が開催する（仮称）●●地区分科会（以下「分科会」という。）を以てこれにあたるものとする。

第4条 乙は、分科会を年 1 回以上開催することとし、甲と協議の上、必要に応じて開催できるものとする。

2 乙は、工事施工開始前の可能な限り早い時期から分科会を開催するものとする。

3 乙は、第 6 条第 2 項において協議を行う撤去完了と判断する状態について、甲及び乙が分科会で確認を行うまで開催するものとする。

第5条 分科会は別表 1（*地域検討会の委員*）に掲げるものにより構成する。なお構成員は、協議の状況に応じて構成員の過半数の同意をもって適宜変更できるものとする。

（事業計画等の説明）

第6条 乙は、事業計画、工事計画、工事進捗状況、運転開始後の運転状況等、事業に関する事項を分科会に報告することとする。

2 乙は、風力発電機等の事業に係わる施設の撤去に際して、撤去後の状態及び方法等について、甲と協議を行うものとする。なお、乙は、撤去費用の積立状況を分科会に報告することとする。

（環境影響）

第7条 乙は、地域住民から、工事中を含む事業の実施に起因すると想定される騒音や振動、低周波音、風車の影等による生活に対する支障ならびに健康等への影響に対する問い合わせがあった場合は、速やかに確認及び必要に応じて調査を実施する等、必要な対応を行うものとする。

- 2 乙は、騒音や振動、低周波音、風車の影等による健康への影響が生じていると考えられる場合、騒音や振動、低周波音、風車の影等に対し必要な対応を行うまでの間、応急的な処置を施す等、住民の生活や健康に被害が出ないように努めるものとする。
- 3 乙は、前項に関する問い合わせを行った地域住民の了承を得た場合には、前項に関する問い合わせ内容及び調査、措置を実施した場合はその結果を分科会に報告するものとする。

第8条 乙は、環境影響評価の結果、事後調査を行う場合には、事後調査の結果を分科会に報告するものとする。

第9条 乙は、日常的な管理や遠隔監視等により風力発電機の稼働状況等を常に把握するとともに、甲が把握できる体制を整えるものとする。

- 2 乙は、故障及び破損等の不具合が生じた際には、早急に対応するものとする。
- 3 乙は、前項に関する対応を行った場合で、かつ、故障及び破損等の不具合が地域住民の安全を害するものである場合には、乙が風車メーカーに対して負う守秘義務又は監督官庁の指導、命令等若しくは関係法令等に反しない範囲内で不具合の内容及び対応結果について分科会及び甲に報告するものとする。

第10条 乙は、別添資料 1（地域検討会における「環境保全」の検討結果）に示す内容に留意し、事業を実施するものとする。

（地域振興）

第11条 甲及び乙は、別添資料 2（地域検討会における「地域貢献」の検討結果）に示す地域振興等について、継続的に協議を行うこととする。なお、協議に当たっては、甲及び乙並びに関係組織が担う役割等を明確にするものとする。

- 2 甲及び乙並びに関係組織は協議が成立した事項について速やかに取り組み、その状況を分科会に報告するものとする。

（連絡体制）

第12条 乙は、地域住民からの問い合わせ窓口及び緊急の際の連絡体制を分科会及び甲に示すものとする。

- 2 乙は、地域住民から事業又は事業者に関する問い合わせがあった際には早急かつ誠実に対応するものとする。
- 3 乙は、前項に関する問い合わせを行った地域住民の了承を得た場合には、前項に関する問い合わせ内容、及び対応を行った場合はその結果を分科会に報告するものとする。

（報告）

第13条 乙は、分科会での協議内容を西海市環境実践モデル都市地域連携協議会に年 1 回報告するものとする。

（有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、協定締結後から風力発電機等の事業に係わる施設が撤去され、第6条第2項において協議を行う撤去完了と判断する状態について、甲及び乙が分科会で確認するまでの間とする。

(その他)

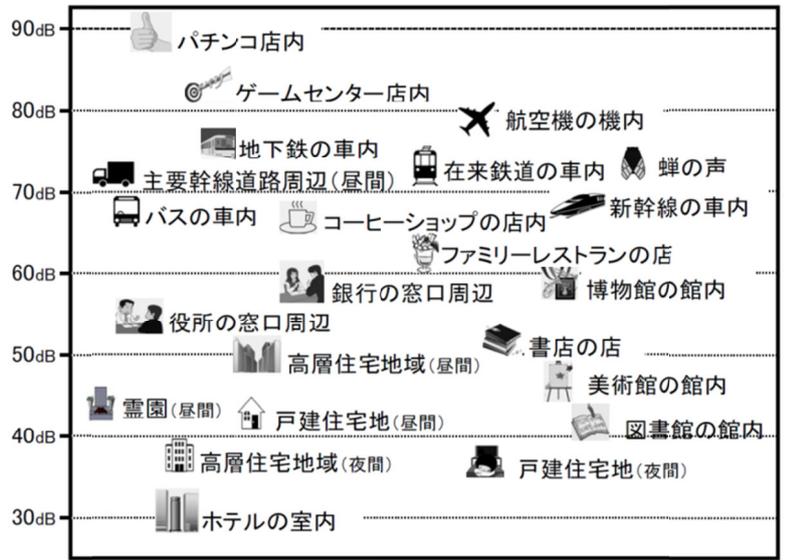
第15条 甲及び乙は、本協定に定める事項に拘らず、事業の実施に伴い新たに生ずる事項等について、協議を行うものとする。

第16条 本協定書に定めのない事項または本協定書各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度協議して解決するものとする。

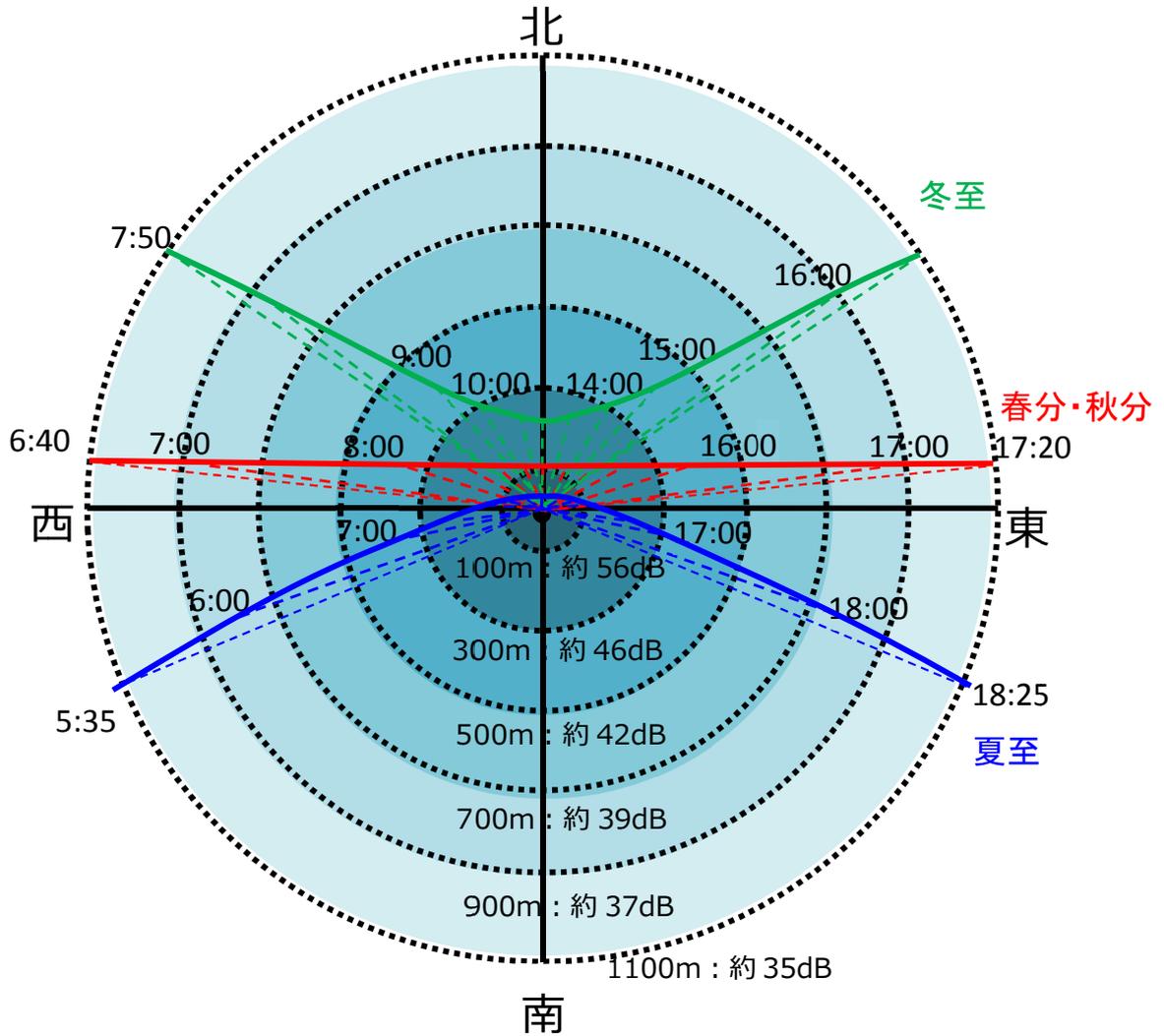
第17条 乙は、分科会における全ての協議事項、報告等について、議事録を作成し、甲と共有するものとする。

第18条 本協定書は先行利用者など個別組織等と乙が別途契約等を結ぶことを制限するものではない。

本協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、甲、乙及び立会人が記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。



出典:全国環境研協議会騒音小委員会



縮尺 1 : 1,8000

環境保全について

～中浦地区における環境留意事項～

これまでの検討会での取り組みより中浦地区において挙げられた環境影響に関する意見は以下の通りである。

これらの意見及び「西海市風力発電等に係るゾーニング計画」における「事業推進エリアにおける留意事項」を踏まえ、中浦地区において事業を実施する場合には、次ページに示す「中浦地区における環境留意事項」を考慮することとする。

○これまで述べられた環境影響に対するご意見

【騒音】

- ・騒音、低周波音による影響が一番懸念されるが、そういった影響が考慮された事業であれば問題ないとする。
- ・今後の事業計画によるだろうが、風車が増えても騒音の影響は問題ないものなのか。騒音と風車の大きさや数との関係について具体的に教えていただきたい。
- ・風力発電機から発せられる低周波音にはどのような人体影響があるのか。
- ・伊佐ノ浦公園のコテージは夏休み等非常に利用客が多いが、候補エリアが非常に近く、騒音による影響が懸念される。施設や利用客に対する影響を検討していくべきではないか。

【水路】

- ・谷等で集めた水を各地へ配水している水路が存在する。事業の実施による影響が出ない心配である。

【鳥類】

- ・西海市はアカハラダカの主要な渡りのルートとなっている。またツル類に関して、ほぼ全世界のナベヅル1万羽程度は2月～3月にかけて鹿児島から北へ移動するがその際に西海市の上空を通る。西海市は自然豊かな場所であるので慎重に事業を進めていただきたい。

【景観】

- ・西海市観光協会では自然景観を売りにしているが、そこに人工物が建設されることに対する影響を懸念している。自然景観と調和できなければ問題であるが、新たな観光資源となりいい方向へ進めていければ良いと考える。

【風車の影（シャドーフリッカー）】

- ・影の影響（シャドーフリッカー）について考慮していただきたい。

中浦地区における環境留意事項

項目		留意すべき事項
騒音・低周波音、風車の影	住居	エリアから最近傍の住居は、北西側の約 600m に位置する。事業を検討する際に事業者は、近傍の住居に対して風車から発せられる騒音・低周波音や設置による影の影響について検討する必要がある。
	環境配慮施設 (学校、病院、福祉などの環境に配慮すべき施設)	エリアから最近傍の環境配慮施設は、南西約 1,900m に位置する。事業を検討する際に事業者は、風車から発せられる騒音・低周波音や設置の影について、環境配慮施設、畜産施設への影響について検討する必要がある。
	養鶏場・牛舎等の畜産施設	畜産施設は、エリア内に 1 箇所の種豚場が存在する。事業を検討する際に事業者は、施設および作業従事者に対して留意する必要がある。
	公園	エリア付近には伊佐ノ浦公園が存在する。事業を検討する際に事業者は、伊佐ノ浦公園の利用者に対して風車から発せられる騒音・低周波音や設置による影の影響について検討する必要がある。
水利用	水路	谷等で集めた水を各地へ配水している水路が存在する。事業を検討する際に事業者は、工事の実施や施設の設置による水路への影響について検討する必要がある。
動物	主要な渡り鳥のルート	西海市はアカハラダカの主要な渡りのルートとなっている。またツル類に関して、ほぼ全世界のナベヅル 1 万羽程度は 2 月～3 月にかけて鹿児島から北へ移動するがその際に西海市の上空を通る。調査で確認されたツル類の渡り状況は、飛行高度が地上から 160m 以上であり、風車の高さを 160m 未満にすれば影響は軽微であると考えられる。ただし、鳥類の渡り状況は、気象条件や渡り鳥個体の状態により、常に同一の経路や高度をとることは限らないため、事業を検討する際に事業者は、渡り鳥に関しての詳細な調査、予測及び評価を実施する必要がある。
植物	自然度の高い植物群落 (環境省 1/2.5 万現存植生図)	エリア内には、植生自然度 ^{※1} が 9 の植物群落が存在する。事業を検討する際に事業者は、土地改変による影響に留意する必要がある。 ※1 植物自然度とは、植物社会学的な観点から植物群落の自然性がどの程度残されているかを示す指標であり、植物群落ごとに 1～10 の 10 段階に分けられる。植物自然度が 9 や 10 の植物群落は、自然性が多く残っていて、重要な植物群落として扱われることが多い。
景観	主要な眺望点	エリア周辺には、長尾城跡や中浦ジュリアン記念公園などの眺望点が存在する。事業を検討する際に事業者は、これら以外の眺望点にも十分留意し、設置する風車に対して、各眺望点からの視認可能性、眺望特性(主要な眺望方向、景観要素など)、支障の程度を確認し、支障の程度に応じた配慮を検討する必要がある。
	眺望景観	

注「エリア」：西海市風力発電等に係るゾーニング計画の「事業推進エリア(中浦地区)」

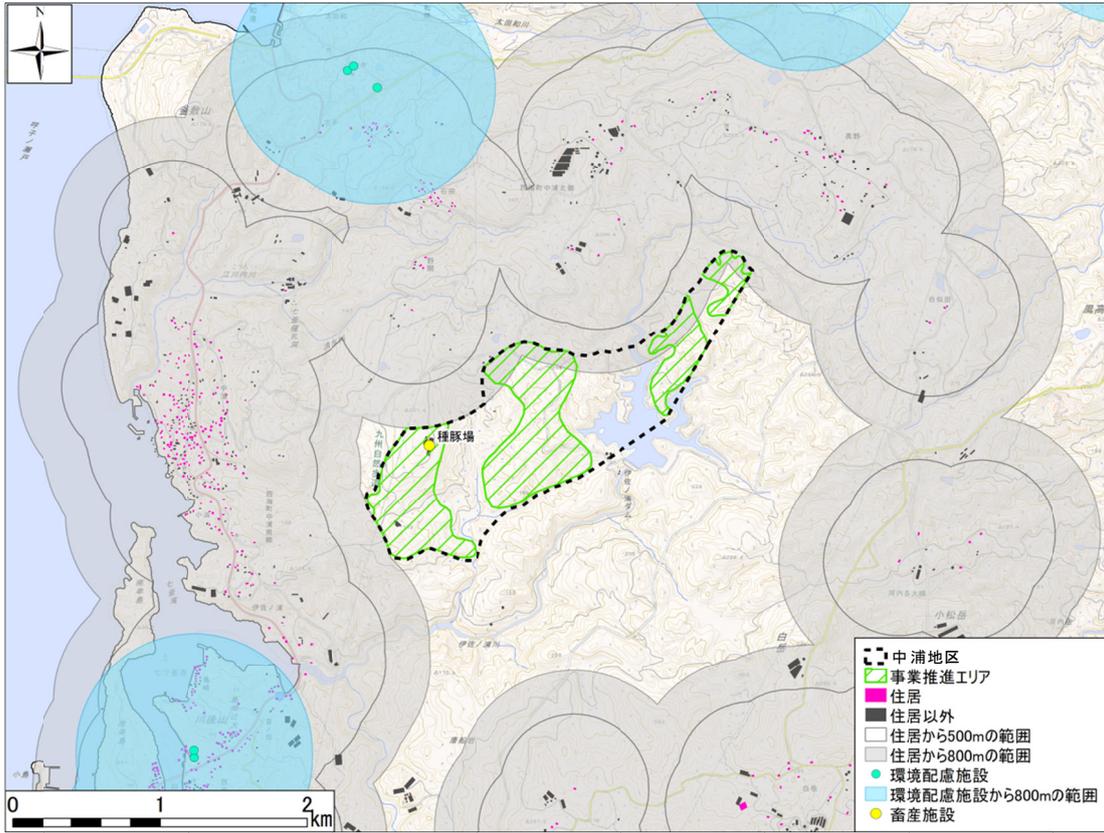
※ …新たに追加した内容

中浦地区における環境留意事項

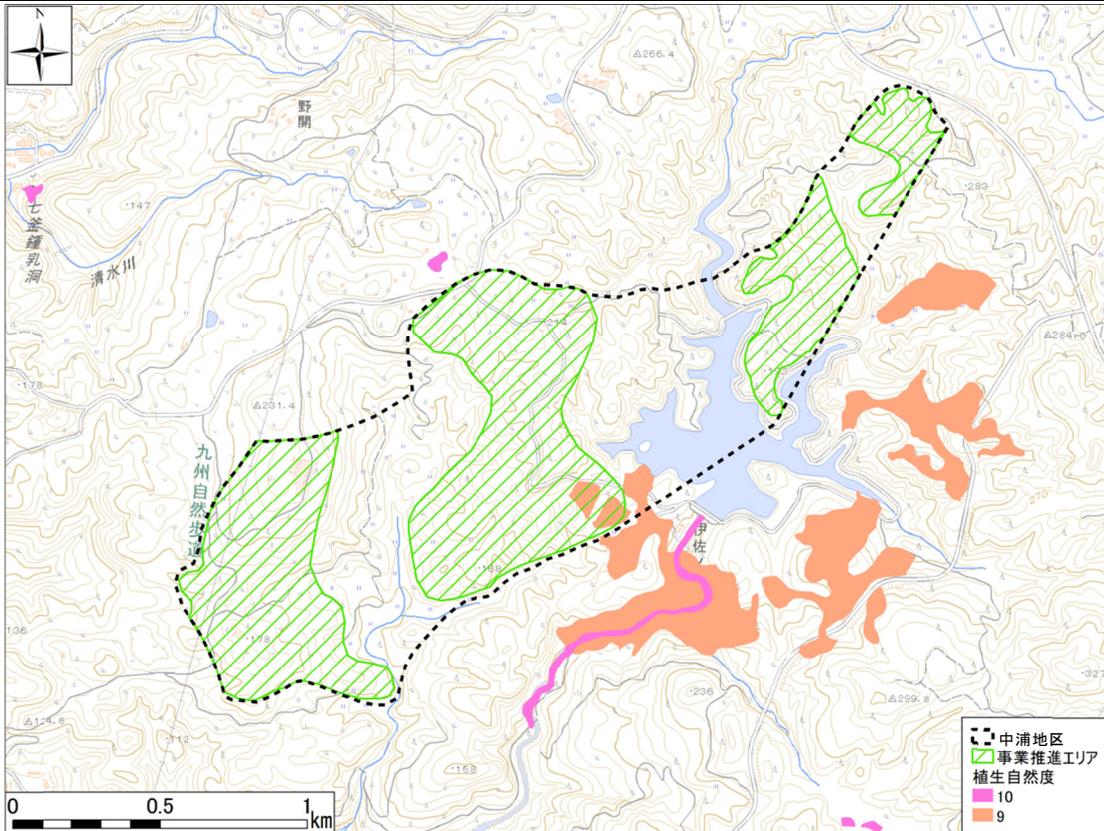
項目	情報	留意すべき内容
人と自然との触れ合い活動の場	九州自然歩道 (環境省長距離自然歩道)	エリア内には、九州自然歩道が存在するため、事業を検討する際に事業者は、土地改変や資材運搬などによる影響に留意する必要がある。
	野外レクリエーション施設	エリア内に位置する伊佐ノ浦公園は、自然との触れ合い活動が出来る施設である。事業を検討する際に事業者は、施設の利用(利便性の低下など)に対する影響を検討する必要がある。
事業計画	民有林保安林	エリア内には、解除が困難とされる傾斜度 25°以上の一級指定地の民有林保安林が存在する。事業を検討する際に事業者は、保安林の位置、種類、指定状況を確認し、風車の配置や取り付け道路等の地形改変区域が含まれないように留意するとともに、関係者と協議する必要がある。
	地域森林計画における森林経営計画	エリア内には、計画が作成されている森林が存在する。事業を検討する際に事業者は、風車や取り付け道路等の配置検討にあたり当該計画の詳細を把握し、関係者と協議する必要がある。
	鉱業権区域	エリア内には、鉱業権区域が存在する。事業を検討する際に事業者は、鉱業権の内容について把握し、必要に応じて関係者と協議することに留意する。
	水道利用	エリア内には、西海市水道水源保護条例で指定されている水源保護区域の既存水源(伊佐の浦川砂防ダム上流域; 農業用の伊佐の浦ダムは伊佐の浦川砂防ダム上流域に位置している)が存在する。事業化の際に事業者は、西海市水道水源保護条例に則り、関係部局と協議し、必要に応じて関係地域に対して説明会の開催等の措置を取る。
	電波障害	エリア内はテレビ受信への影響が懸念される地域である。事業を検討する際に事業者は、放送波中継、テレビ受信者への放送電波受信に対する影響について検討し、関係者と協議する必要がある。
	埋蔵文化財	エリア周辺では、「石鍋」遺跡が存在する可能性がある。事業を検討する際に事業者は、土地改変する範囲が確定した段階で、西海市教育委員会へ調査の実施について相談する必要がある。
	農地	エリアの北側にはみかん畑等の農地が存在する。事業化の際に事業者は、関係者と協議するとともに、農業従事者への影響についても留意する必要がある。
その他	累積的影響	エリア内外に、別事業の風力発電施設が計画された場合には、事業者はそれらの風力発電施設の影響も含め、環境影響を検討する必要がある。

注「エリア」: 西海市風力発電等に係るゾーニング計画の「事業推進エリア(中浦地区)」

事業を進める上での留意事項（騒音・低周波音、風車の影）

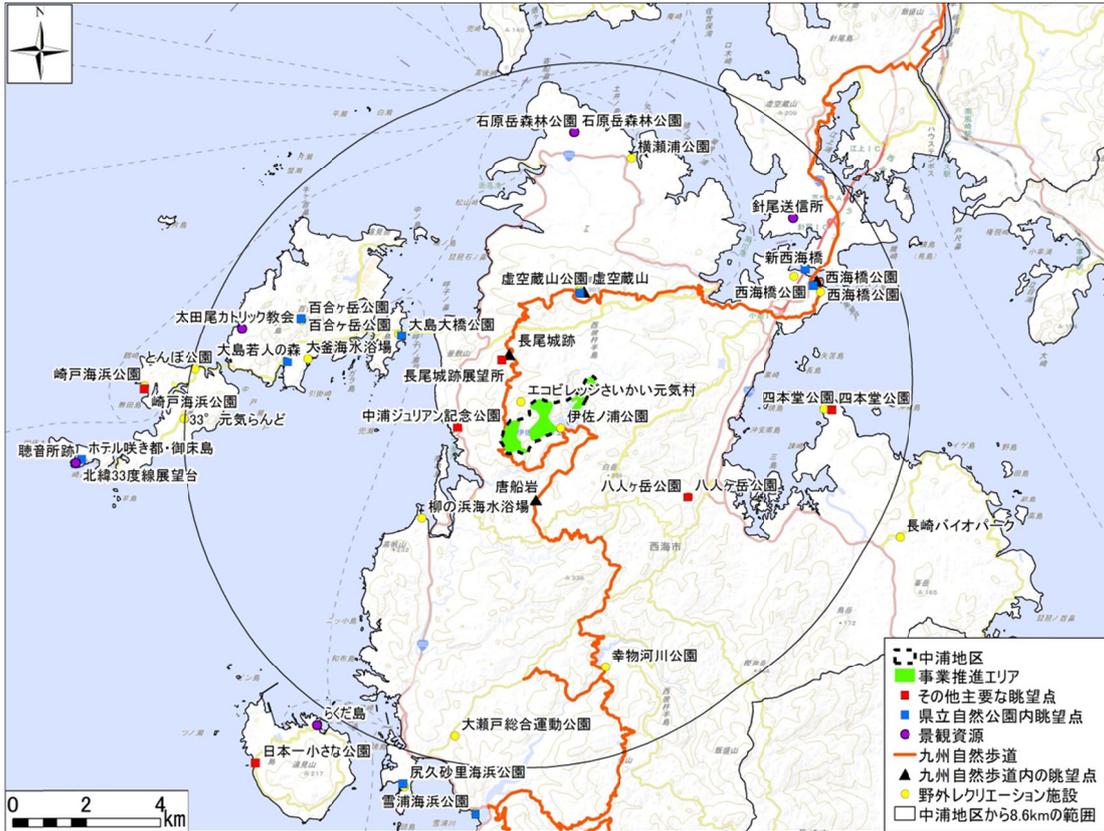


事業を進める上での留意事項（植物）



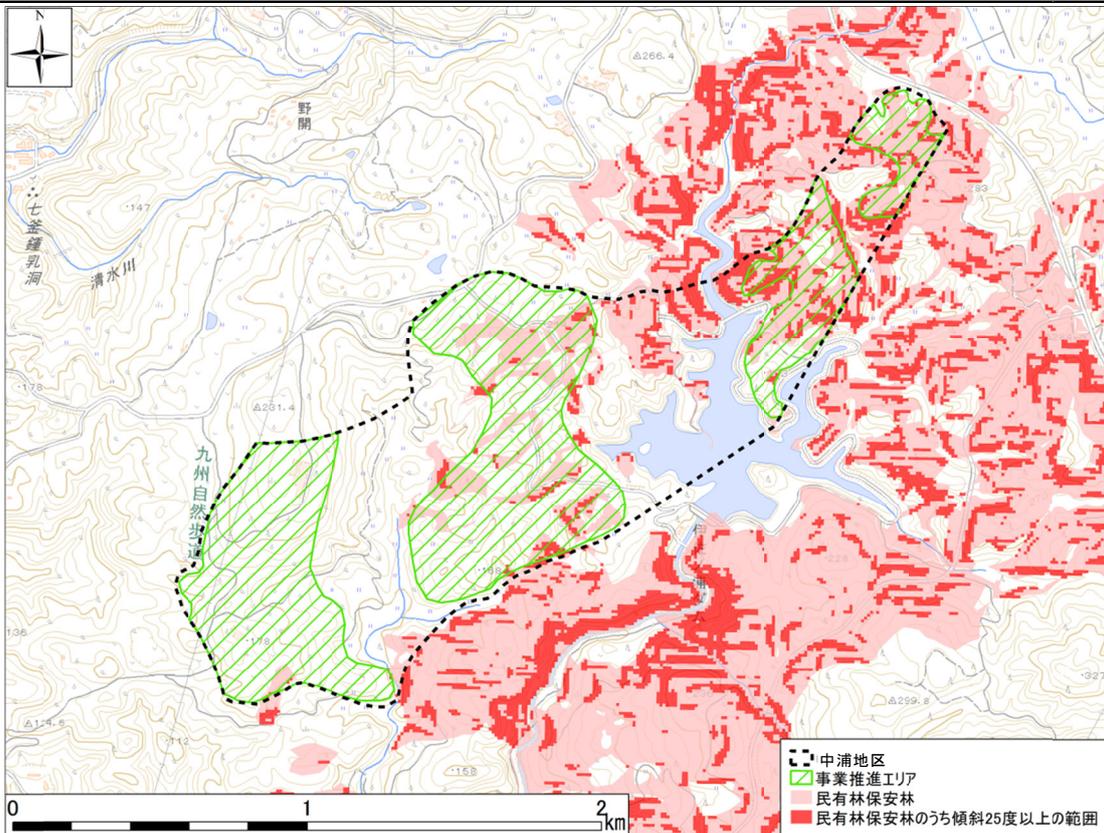
図の背景には国土地理院発行の地理院地図を使用しています

事業を進める上での留意事項（景観、人と自然との触れ合い活動の場）



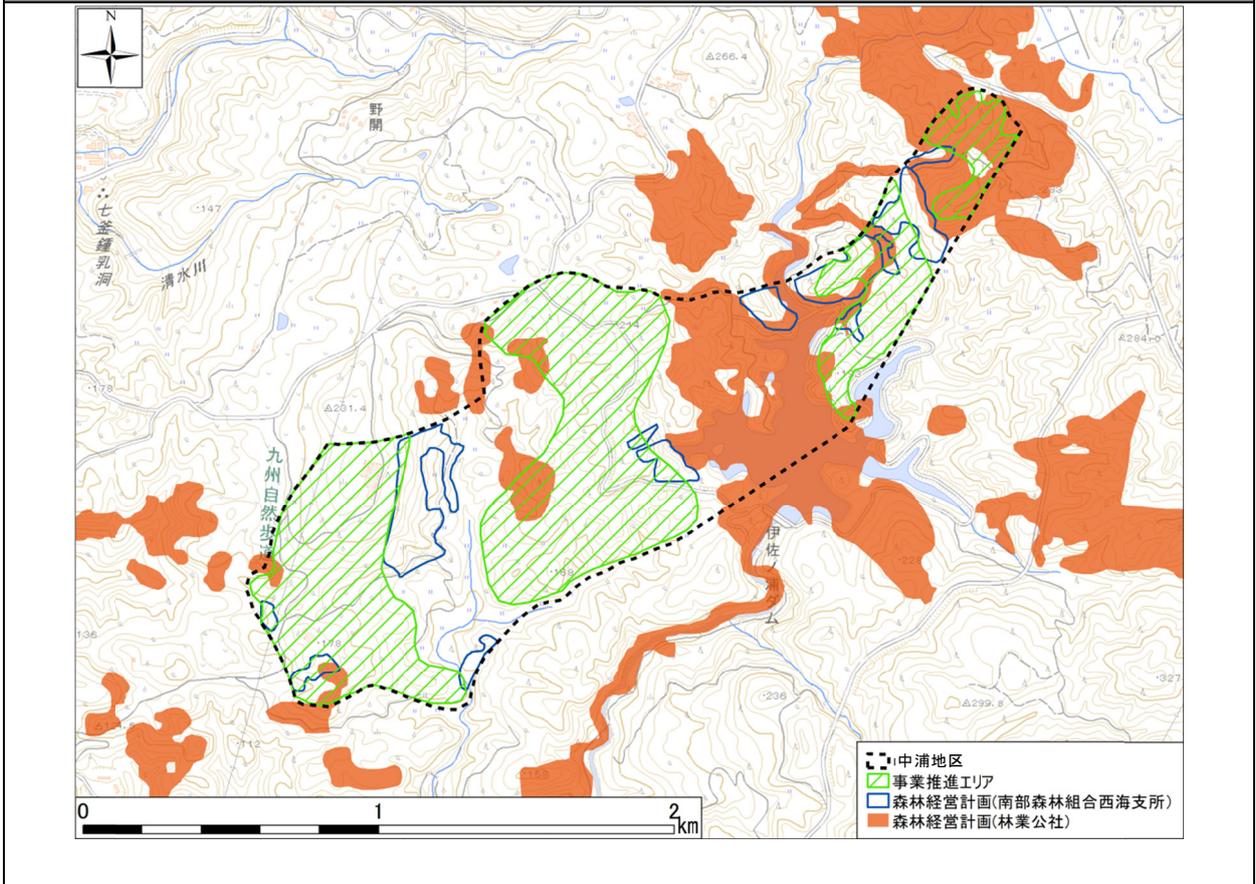
※8.6kmの範囲：風車（高さ150mを想定）を設置した際の視野角1°の範囲

事業を進める上での留意事項（事業計画：民有林保安林）



図の背景には国土地理院発行の地理院地図を使用しています

事業を進める上での留意事項（事業計画：地域森林計画、森林経営計画）



図の背景には国土地理院発行の地理院地図を使用しています

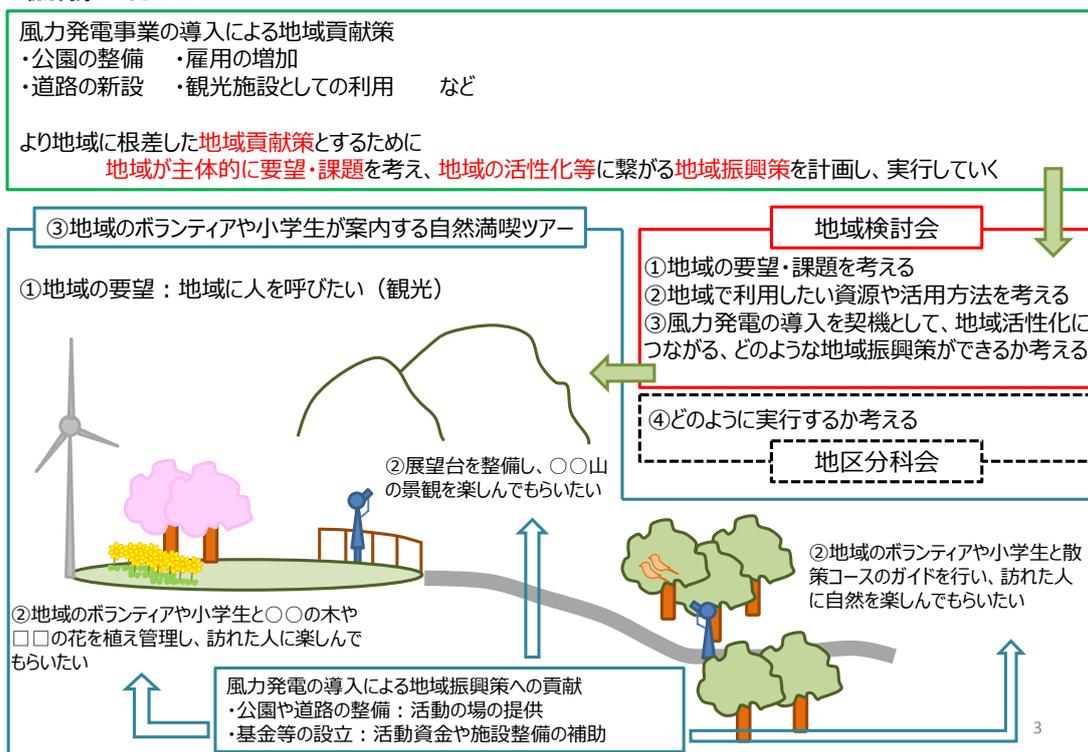
地域貢献に係る協議について

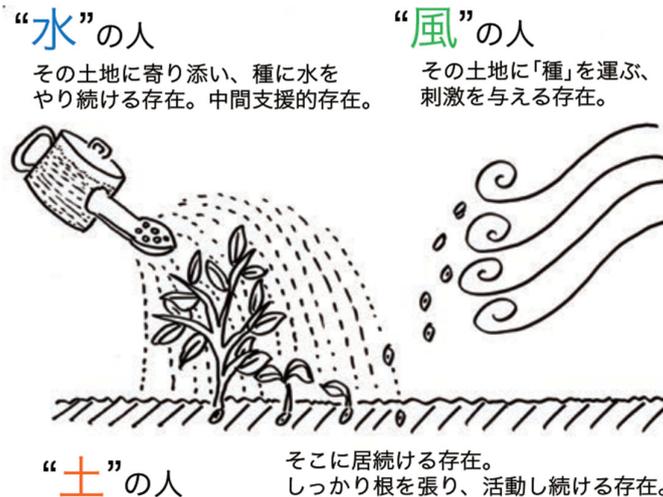
- 1) ワークショップ結果について説明
- 2) アンケート結果の説明
- 3) ワークショップ整理結果と風力発電事業との係わりについて
- 4) 地域活性化策の方針に関する協議

地域貢献に係る協議について

4. 地域貢献に係る協議について

地域の要望（地域活性化策の方針）を整理し、風力発電事業がどのように貢献できるのか協議を行う。





出典：「関西大学 戦略的研究基盤団地再編リーフレット AUGUST 2013 VOL.136 まちづくり+クリエイティブ-市民参加の方法論、風の人からの提言」
(www.kansai-u.ac.jp/ordist/ksdp/danchi/136.pdf)

- ・ 風力発電事業の誘致によって（風が種を運んでくる）、地域活性化に繋がる（種が芽吹き花が咲く）事が期待される。
- ・ 地域活性化に繋げるためには、どのように地域活性化に繋げるか検討し実践していく（土が種を育て花を咲かせる）ことが大切。

方針1-1	環境教育における風力発電施設の利用
方針1-2	祭事の継続的な開催
方針2-1	耕作放棄地を利用した農産物の栽培や農業体験の実施
方針2-2	観光資源の活用に向けた整備と観光ルートの検討
方針2-3	中浦の魅力体験するツアーの実施やガイドの養成
方針3-1	防災対応型電源供給システムの導入
方針3-2	快適に利用できるような道路環境の整備
方針3-3	地域住民や観光客に向けた交流施設・食事処の整備
方針4-1	中浦地区の魅力体験するイベントの開催
方針4-2	中浦地区プロモーション動画の作成

【その他のご意見】

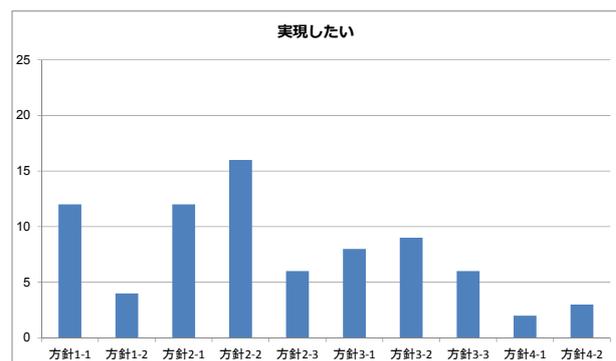
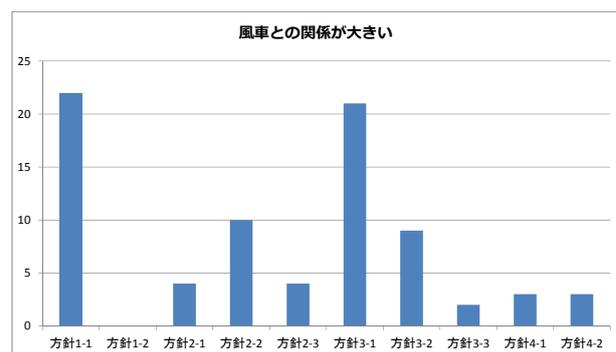
・ 発電施設の除草作業などの維持管理作業を中浦郷が行い、その収入より中浦の活動費に当てたい

・ 響灘のように風力発電施設を間近で見られる場所は少ないと思います。観光と結びつけるのが一番効果的ではないかと思料しますので、遊歩道の整備や花木などの植栽を行って、中浦地区に止まらず、伊佐の浦ダム、七ツ釜鍾乳洞（旧西海楽園含む）、長尾城公園等と一体的な「おでかけスポット（ゾーン）」としての整備を図り、年間を通じて市内外から人が訪れる地域づくりができればベストではないかと思料します。

【留意事項】

- ・ 今回の協議結果が決定事項となるわけではない。
- ・ 今回の協議結果は（仮称）地区分科会で具体的な取り組み事項を決定する際の材料となる。

委員 アンケート集計結果
優先順位1=3点、2=2点、3=1点で集計



方針1-1	環境教育における風力発電施設の利用
方針1-2	祭事の継続的な開催
方針2-1	耕作放棄地を利用した農産物の栽培や農業体験の実施
方針2-2	観光資源の活用に向けた整備と観光ルートの検討
方針2-3	中浦の魅力を体験するツアーの実施やガイドの養成
方針3-1	防災対応型電源供給システムの導入
方針3-2	快適に利用できるような道路環境の整備
方針3-3	地域住民や観光客に向けた交流施設・食事処の整備
方針4-1	中浦地区の魅力を体験するイベントの開催
方針4-2	中浦地区プロモーション動画の作成

【その他のご意見】

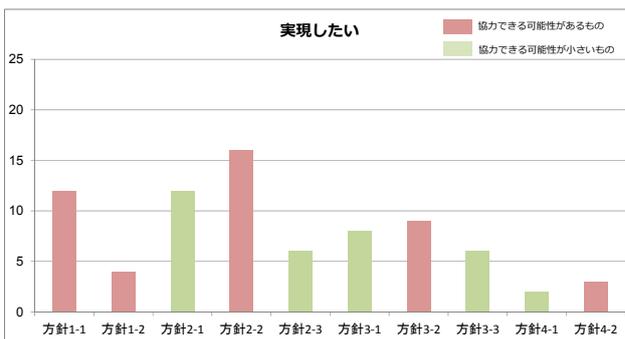
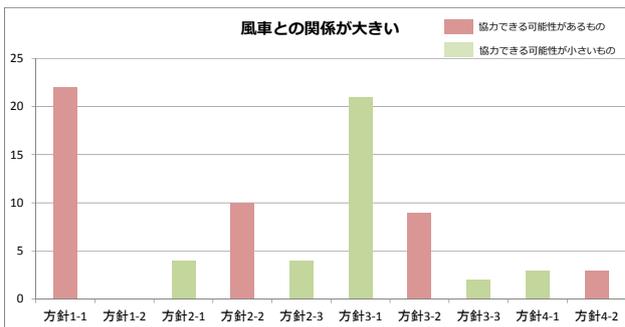
・発電施設の除草作業などの維持管理作業を中浦郷が行い、その収入より中浦の活動費に当てたい

・響灘のように風力発電施設を間近で見られる場所は少ないと思います。観光と結びつけるのが一番効果的ではないかと思料しますので、遊歩道の整備や花木などの植栽を行って、中浦地区に止まらず、伊佐の浦ダム、七ツ釜鍾乳洞（旧西海楽園含む）、長尾城公園等と一体的な「おでかけスポット（ゾーン）」としての整備を図り、年間を通じて市内外から人が訪れる地域づくりができればベストではないかと思料します。

【留意事項】

- ・今回の協議結果が決定事項となるわけではない。
- ・今回の協議結果は（仮称）地区分科会で具体的な取り組み事項を決定する際の材料となる。

委員 アンケート集計結果
優先順位1=3点、2=2点、3=1点で集計



地域貢献について

～中浦地区ワークショップの整理結果～

1) ワークショップ結果の整理について

平成 30 年度第一回中浦地区検討会において取り組んだワークショップにおける付箋を、第二次西海市総合計画における基本目標及び政策と照らし合わせ整理した。

2) 地域活性化策の方針について

ワークショップの整理結果から、今後地域活性化に取り組んでいくに当たりどのようなことに取り組んでいくべきかその方針を事務局で検討した。

【留意事項】

この方針はあくまでもワークショップの意見を整理したものであり、今後風力発電事業者や西海市が取り組むことを決定したものではない。

今回のワークショップの結果を踏まえ、今後どのような地域活性化について取り組んでいくか地区分科会（仮称）の中で地域、風力発電事業者及び西海市が具体的に検討し、取り組んでいく必要がある。今回のワークショップの整理結果はその検討を行うためのベースとなる資料である。

～今後地域活性化に取り組んでいくに当たり～

【各主体の役割について】

地域活性化において「土の人」、「水の人」、「風の人」の役割があるように、各主体ごとにそれぞれの役割がある。



出典：「関西大学 戦略的研究基盤団地再編リーフレット AUGUST 2013 VOL.136 まちづくり+クリエイティブ-市民参加の方法論、風の人からの提言-」

(www.kansai-u.ac.jp/ordist/ksdp/danchi/136.pdf)



【今後の地域活性化における取組について】

地域活性化を進めるに当たり、様々なことが起こりうると考えられる。各主体がそれぞれの役割を認識・理解し、地区分科会の中でそれぞれの取組内容を協議・共有しながら、最終的目標の達成に向けできることから継続的に取り組んでいくことが大切となる。

中浦地区 ワークショップ結果及び今後の方針

ワークショップ意見	第2次西海市総合計画		地域活性化策の方針					
	基本目標	基本施策						
不安がない地域に（医療、教育、住居、若い人や子どもの声があふれる地域。小学校就学前の子どもの数）	生涯にわたり活躍できるひとづくり	生きる力をはぐくむ学校教育の実現	・環境教育における風力発電施設の利用					
風力発電の学習環境の整備								
子供＝青年の学びの場を提供する 「キーワード」再生可能エネルギーと農業、観光（鍾乳洞、伊佐浦公園）		地域を支える文化・芸術、スポーツの振興	いつでもどこでも学べる生涯学習の推進	・祭事の継続的な開催				
「ウインドカレッジ」設置 ― 長大、総科大、高専とのタイアップ								
エネルギー（特に再エネ）へ理解ある地域			さいかいで活躍できるしごとづくり		地域の特性を生かした農林業の振興	・耕作放棄地を利用した農産物の栽培や農業体験の実施		
高齢者層と若年層が交流を深め地域の伝統文化が継承される地域								
中浦浮立の継承					個性と活力あふれる商工業の振興		・観光資源の活用に向けた整備と観光ルートの検討 ・農業体験・農家民泊等を利用した交流人口の増加 ・中浦の魅力を体験するツアーの実施やガイドの養成	
浮立の毎年開催								
中浦の歴史・特に中浦ジュリアン出生の地、楠本長三郎生家跡。人物の歴史にまつわる散策道が整備できればよいと思う					魅力ある地域資源を活用した観光業の振興			・観光資源の活用に向けた整備と観光ルートの検討 ・農業体験・農家民泊等を利用した交流人口の増加 ・中浦の魅力を体験するツアーの実施やガイドの養成
史跡の活用による地域を訪れる人の増加								
地域の産業歴史を学ぶ場を作る								
地域の人（特に若者）に地元の歴史について知ってもらえるように！								
中浦の文化・歴史・自然を伝える博物館やテーマ館がない								
	さいかいで活躍できるしごとづくり	魅力ある地域資源を活用した観光業の振興		・観光資源の活用に向けた整備と観光ルートの検討 ・農業体験・農家民泊等を利用した交流人口の増加 ・中浦の魅力を体験するツアーの実施やガイドの養成				
人口の減少や高齢化は避けられないかもしれないが、それでも働いて生活できる場所があり地域社会が維持できるようになってもらいたい								
荒廃地が多い								
土地の整備について、地主の理解が必要である								
農産物のブランド化								
名産のアピール・オリーブ・トマト・みかん								
農業用地の貸し出し（オーナー制度なども）								
みかん、オリーブ、芋、すいかなどのオーナー制事業								
自然散策農業体験、いなか生活の体験などができるような環境整備								
地域資源を生かしたキノコ生産施設等への助勢的支援（補助金等）								
地元特産品の紹介、販売から経済効果を								
地域で生活していく為に安定した収入・職場が確保されている状況であること								
若い人たちが増えるよう仕事場をつくる								
住民にとって身近な存在であった農協(JA)が統合されなくなる。唯一の商店であったAコープもあと2～3年で撤退する心配がある								
コンビニがほしい								
ウォーキングロードの整備・竹林、つた類の伐採								
経済メリットがある、交流人口を増やす ①観光客、②修学旅行（体験）、③外国人旅行者								
集客、開催費用の確保								
基地局が必要です。※WI-FIの整備も								
風力発電量に照明やモニュメント（ロボット）								
伊佐ノ浦公園 夏以外の集客								
伊佐ノ浦ダム周辺の活性化								
伊佐ノ浦ダムをもっと活用できないか								
七釜鍾乳洞の認知度向上								
七釜鍾乳洞を中心としたエリアに人を呼び込む								
七釜鍾乳洞を観光資源として大いに生かして県内外からの集客に期待したい								
九州自然歩道の整備								
江川内川を生かした「ほたるロード」の整備（ウォーキングロードが無い）								
中浦ジュリアン、世界遺産を活かす								
夕日がジュリアン公園の活用								
ジュリアン公園は夕日がきれい 夕日を見ながらのミニコンサート開催								
四季を通じて人が訪れる地域								
つり客・BBQ客・夕日								
地域の景観を整備し、観光ルートの構築を図る								
自然散策コースとネイチャーガイドの整備								
鍾乳洞、ジュリアン、伊佐ノ浦を全国区へ								
海、山、空、星、水が売り物になる								
観光資源の洗い出し掘り起し（観光マップ作成、歴史を誇る場の提供、PR、CM）								
西海楽園跡地の活用（宿泊施設の可能性）								
宿泊施設								
ガイド育成								

中浦地区 ワークショップ結果及び今後の方針

ワークショップ意見	第2次西海市総合計画		地域活性化策の方針
	基本目標	基本施策	
電気が無料で使い放題の地域	安心して活躍できるまちづくり	安全で災害に強いまちづくり	・防災対応型電源供給システムの導入
崖崩れや水の問題など災害のない安心して生活できる地域づくり		確かな安心と自立を支える社会保障制度の実施	
高齢者が住みやすい地域に		安全で快適なみちづくり	・快適に利用できるように道路環境の整備
高齢者が安心して暮らせる地域			
高齢化が進んでいる。免許証の返上			
歩きやすい道路（雑草やグレーチングが目詰まりしていない等）			
ゴミ（タバコ吸い殻等、ペットボトル、ビニール袋）の無い美しい町			
地域全体が荒れている きれいに整備し、景観の良い地域づくりをしたい			
夜暗くて、曲がっていて、危ない道が多い			
歩道の草刈			
道路の整備			
安全な道（街灯、歩道のサイン）			
電気自動車の充電スポット設置			
仕事場までの通勤がスムーズになり、人が住み続けられる地域		安全で安定した水の供給	・地域住民や観光客に向けた宿泊施設・食事処の整備
交通の便利さを			
電気バスの運行&コミュニティバス			
水道水源に不法投棄があるので豊富な水源の確保を望む			
大規模な開発出来る所とできない地域との調和			
希少動植物の保全			
笑顔や笑いのある（住民それぞれ老いも若きも）町			
集落内での家庭間交流が希薄になっている			
相談ごと、近所付き合いを気軽に！！様々な不安が解決しやすい地域			
→相談→対応→解決（しくみづくり）			
子供達を含む、若い世代が住む元気のある地域にしたい	循環型社会の実現を目指すまちづくり		
若者が住みやすい地域に			
集う場所がある高齢者に優しい街			
中心部をつくる			
働きと憩いの場（風車周辺の整備作業（働）、風車を見ながらコーヒーを飲む）			
古民家を活用し移住者を増やす			
食事処ありますか？			
食事をするとところが増えたと助かる			
若者が集まるイベントの仕掛人を育成し、楽しく過ごせる地域	みんなでつくるさいかい	市民共同のまちづくり	・中浦の魅力を体験するイベントの開催
経済効果を期待する人が少ない			
地域全体に情報を流し、共有できること			
地域の人の協力(手弁当)お金がないので			
地域をひとつにする（リーダーの育成、サポーターの育成、根気強く外部からの専門家の受入）			
地域おこし協力隊？			
人手、賛同者の確保			
日本でこの地域しかない事への自信と誇りを持った人々の育成。			
リーダーの養成（問題解決のため皆が協力して推進できるか）			
専門性を持つ人の育成（地域に根付いた人）			
人の掘り起し（地域内での人材発見）			
いかにして本気にさせるか→動機付け			
資金が集まらない		市外への流出抑制と市外からの流入促進	・中浦地区プロモーション動画の作成
財源の確保			
補助金の活用			
全てに於いて取り組むための費用が不安(作り出すノウハウ)不足			
お金を落とす仕組み			
若者が多く住む活気のある地域にしたい			
人口減少に歯止めをかけられない			
人材不足、若者不足			
観光協会、農業者（生産者）、市役所などいろんな団体との連携			
地縁団体の組織はしっかりしている。問題意識を共有できるかがカギとなる			
既存のお客様に西海の魅力をきく	市民に身近で効率的な行政運営		
情報発信（知名度の向上）			
西海市の認知度UP			
西海市といえば？			
田舎の良さを発信できるように			
		シティプロモーションの強化	

基本目標：1.生涯にわたり活躍できるひとづくり

概要

西海市では市内の小中学生を対象とした、風力発電施設の見学を行っています。中浦地区には「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」における風力発電の事業推進エリアが設定されており、今後導入されると想定される風力発電施設を環境学習施設として利用することで、小学生等へ向けた新たな環境学習施設としての利用が期待されます。

地域の伝統行事に関しては、神待祭や4年に1度の中浦浮立が行われています。多くの地域住民が参加し、地域にとって大切な行事となっていますが、今後風力発電事業者等の参加による継続的な開催が望まれます。

西海市総合計画における施策と地域活性化策の位置づけ

西海市総合計画				地域活性化策の方針
基本目標	基本施策	施策	細施策	
1：生涯にわたり活躍できるひとづくり	1-5：生きる力を育む 学校教育の実現	1-5-2：豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進	1-5-2-2：ふるさとを学ぶ教育の推進	方針 1-1：環境教育における風力発電施設の利用
	1-9：地域を支える文化・芸術、スポーツの振興	1-9-2：文化財の保存・保護・活用	1-9-2-3：地域伝統文化の継承	方針 1-2：祭事の継続的な開催

地域活性化策の方針 1-1: 「環境教育における風力発電施設の利用」

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">背景</p>	<p>西海市は、風力発電施設の見学等、市内の小中学生を対象とした環境教育を行っています。今後建設される風力発電施設を環境教育に利用することで、新たな環境教育の場の形成につながることを期待されます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">北九州市における風力発電施設見学の様子 松島における風力発電機見学の様子</p> <p>出典：「Saikai ブログ」 http://www.city.saikai.nagasaki.jp/sightseeing/blog/</p>			
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中浦地区分科会における検討方針</p>	<p>■環境教育における風力発電施設の利用</p> <p>風力発電施設を利用した環境教育の実施を検討します。実施に当たっては、風力発電施設の仕組み等に関する勉強だけでなく、風力発電機の内部の見学など、より身近に風力発電施設を感じられるような内容の検討が必要です。</p>			
<p>参考資料：ウィンドデイ 横浜</p>				
<p>主体</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">横浜市</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">事業名等</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">ウィンドデイ 横浜</td> </tr> </table>	横浜市	事業名等	ウィンドデイ 横浜
横浜市	事業名等	ウィンドデイ 横浜		
<p>取り組みの概要</p>	<p>「グローバルウィンドデイ2016 in 横浜親子風車見学会」では、横浜市報“広報よこはま”で参加者を募集し、抽選で当選した36組96名（内子供は44名）の親子が参加しました。まず関内の開港記念館の会議室で1時間程、クイズも交えて風力発電の説明が行われました。その後バスで瑞穂埠頭のハマウィング（市民出資の2MW 風車）まで移動し、風車の停止、タワー内の見学、再起動が実施されました。参加者のアンケート結果も「思ったより大きかった」「風車を真下から見れてすごい迫力でした」「すごく楽しかった」「もっと風力発電が増えたら良いと思いました」と好評でした。</p> <div style="text-align: center;">  <p>2016年6月4日 横浜市親子風力発電所見学会記念</p> </div> <p>出典：「グローバル・ウィンドデイ 2016 開催報告」 http://jwpa.jp/2011_pdf/92-03windday.pdf</p>			

地域活性化策の方針 1-2: 「祭事の継続的な開催」

背景

中浦地区では神待祭や4年に1度の中浦浮立が行われています。このような行事には多くの地域住民が参加しており、地域にとって大切な行事となっています。中浦地区では人口が減少し、高齢化が進んでいますが、今後の定期的な開催が望まれます。



出典：「中浦の宝」<http://saikai-nakaura.com/>

中浦地区分科会に
おける検討方針

■風力発電事業者等参加者の増加に向けた取り組み

風力発電事業者等参加者が増加するような取り組みを検討します。風力発電事業者にとっては、行事に参加することで地域との信頼関係醸成が期待されます。

参考資料：事業者による祭事への協賛

主体	日本再生可能エネルギー株式会社 (日本風力エネルギー株式会社 関連会社)	事業名等	—
取り組みの概要	<p>日本再生可能エネルギー株式会社では太陽光発電事業を行う青森県七戸町において、地域の花火大会や祭りに協賛し、クリーンエネルギーの電力事業者として地域の発展に貢献しています。</p> <p>【七戸夏祭り花火大会】 青森県七戸町で開催される「しちのへ夏祭り」への協賛を行いました。会場となった七戸町立中央公園では、2000発を超える美しい花火が打ち上げられ、来場者からは大きな拍手と歓声が送られました。</p> <p>【しちのへ町秋祭り】 しちのへ町秋祭りでは自主制作によるきらびやかな山車が町内を練り歩きます。日本再生可能エネルギー株式会社では、青森事業所が所在する七戸町荒熊内地区への協賛を行いました。</p>		



七戸夏祭り花火大会・七戸秋祭りの様子

基本目標：2.さいかいで活躍できるしごとづくり

概要

中浦地区ではみかんをはじめ柑橘類の栽培が盛んです。その一方で耕作放棄地が増えており、景観が悪くなっている場所もあります。今後このような耕作放棄地を利用し、新たな農産物の栽培を進め、景観の改善を図っていくことが望まれます。また整備した農地を利用した農業体験を実施することで、交流人口の増加につながっていくことが期待されます。

観光においては、七ツ釜鍾乳洞や伊佐ノ浦公園のように既に多くの方に利用されている観光資源のほか、江河内川のように整備をすれば観光資源として利用できる地域資源もあります。今後このような地域資源の整備を進め、中浦地区をめぐる観光ルートの作成やツアーを実施していくことで観光客などの増加が期待されます。

西海市総合計画における施策と地域活性化策の位置づけ

西海市総合計画				地域活性化策の方針
基本目標	基本施策	施策	細施策	
2：さいかいで活躍できるしごとづくり	2-1：地域の特性を生かした農林業の振興	2-1-1：次世代へつなぐ農林業基盤の整備	2-1-1-1：農地等の整備・維持管理	方針 2-1：耕作放棄地を利用した農産物の栽培や農業体験の実施
	2-4：魅力ある地域資源を活用した観光業の振興	2-4-1：地域資源を活かした観光資源の発掘	2-4-1-1：新しい観光資源の発掘・活用	方針 2-2：観光資源の活用に向けた整備と観光ルートの検討
		2-4-3：観光受入体制の充実と認知度アップ	2-4-3-3：ガイドやインストラクターなどの人材育成とネットワーク化の推進	方針 2-3：中浦の魅力を体験するツアーの実施やガイドの養成

地域活性化策の方針 2-1: 「耕作放棄地を利用した農産物の栽培や農業体験の実施」

背景

中浦地区ではみかんをはじめ柑橘類の栽培が盛んですが、耕作放棄により利用されず景観が悪くなっている場所があります。今後このような耕作放棄地を利用し、農産物の栽培を行うことで新たな働く場の形成につながることを期待されます。また整備した農地を利用した農業体験を実施することで交流人口の増加につながっていくことが期待されます。



出典：「Saikai ブログ」<http://www.city.saikai.nagasaki.jp/sightseeing/blog/>

中浦地区分科
会における検
討方針

■耕作放棄地を利用した農作物の栽培

耕作放棄地を利用した農作物の栽培を検討します。管理費用等を地域外から募集しつつ、作業は地区の方と会員で行うオーナー制度等の仕組みを検討することで、交流人口の増加も期待できます。

参考資料：棚田貸します制度（オーナー制度）について

主体

長野県千曲市

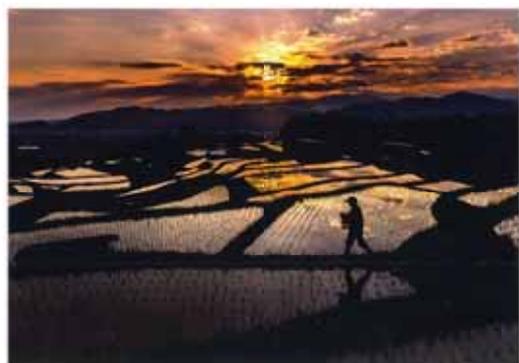
事業名等

みんなのふるさとふれあい事業

取り組み
の概要

長野県千曲市では、平成8年度より、姪石（めいし）地区で棚田の保全、都市と農村の交流を進めるため「棚田貸します制度」（棚田オーナー制度）を実施しています。

千曲市が特定農地貸付法により棚田を地権者から借り受け、会員募集し、貸し付けをしています。会員は田植え、草刈り、稲刈り、脱穀の各行事に参加し、収穫物(お米)はすべて会員のものになる仕組みです。行事の参加は自由で収穫物のみ受け取るコースもあります。



出典：「千曲市 HP 棚田貸します制度（オーナー制度）について」
<http://www.city.chikuma.lg.jp/docs/2013031500256/>

地域活性化策の方針 2-2: 「観光資源の活用に向けた整備と観光ルートの検討」

背景

中浦地区には伊佐ノ浦公園や七ツ釜鍾乳洞のように既に観光資源として利用されているもののほか、江河内川のように今後手入れをすれば新たな観光資源として利用できるものもあります。今後江河内川のような整備が必要な場所の整備を進めつつ、地域全域をめぐるような観光ルートを整備することで、中浦地区全域での観光客等の増加が期待されます。



中浦地区の主な観光資源（上：伊佐の浦公園、
左下：七ツ釜鍾乳洞、右下：中浦ジュリアン記念公園）

江河内川の状況

中浦地区分科会に
おける検討方針

■ 江河内川等の整備と観光ルートの作成

江河内川等の整備と中浦地区全域を巡るような観光ルートの作成を検討します。また風力発電施設についても一つの地域資源ととらえ、観光資源としての利用や観光ルートへの組み込みを検討します。

参考資料：多良川ホテルの里河川公園

主体	長崎県河川課	事業名等	みんなのふるさとふれあい事業
取り組みの概要	<p>多良川はホテルが乱舞する清らかな河川です。この公園は水面まで近づきホテルを鑑賞することが出来るように地域の方々がアイデアをだし、「みんなのふるさとふれあい事業」で整備されています。</p> <p>※「みんなのふるさとふれあい事業」 長崎県河川課では平成19年度から平成21年度にかけて、県民の皆様が身近な自然とふれあい、楽しめるよう「みんなのふるさとふれあい事業」を実施しました。この事業は、従来より美化活動や環境学習に熱心に取り組んでいただいている愛護団体等の皆様と連携して、子供たちが安心して、自然にふれあい、遊び、学ぶために、魚道や護岸、散策路の整備を行うものです。整備した施設を利用した環境学習や清掃活動等が行われています。</p> <p>出典：「ながさき旅ねっと」 https://www.nagasaki-tabinet.com/guide/60551/</p>		 

地域活性化策の方針 2-3: 「中浦の魅力を経験するツアーの実施やガイドの養成」

中浦地区では七ツ釜鍾乳洞における地底探検ツアーや中浦ジュリアン記念公園からスタートする史跡めぐりツアーが開催されています。中浦地区には魅力のある資源が豊富に存在しており、現在行われているツアーに加え、今後新たなツアーを実施していくことで交流人口の増加につながっていくことが期待されます。



現況

出典：「Saikai ブログ」<http://www.city.saikai.nagasaki.jp/sightseeing/blog/>
「中浦の宝」<http://saikai-nakaura.com/>

中浦地区分科会における検討方針

■ 地域資源を利用したツアーの実施やガイドの養成

現在利用されている地域資源や、江河内川、風力発電施設等今後新たに整備可能な資源を利用したツアーの検討を行います。またツアーの実施とともに中浦地区の魅力を PR できるような人材の育成を検討します。

参考資料：地域資源を活かした体験型観光の推進

主体	NPO 法人 体験村・たのはたネットワーク	事業名等	—
取り組みの概要	<p>NPO 法人 体験村・たのはたネットワークでは地域資源を活用した「サッパ船アドベンチャーズ」、「北山崎ネイチャートレッキングガイド」、住民講師による「ガラス吹き球編込み体験」「貝殻アート」「番屋料理体験」等の漁村地域の資源を活用した体験プログラムを提供しています。</p> <p>住民ガイドは体験プログラムの収益のうち4～7割を得る仕組みとなっており、宿泊施設や民泊への新たな顧客を創出しています。事業推進のための体制として、漁協、農協、森林組合、商工会、宿泊施設関係者等が参画するNPO法人が、体験型観光を推進しています。NPO法人の設立、運営までを村が主導し、他県で体験型観光の取組経験のある行政経験者や島への移住者等、多様なバックグラウンドを持つメンバーがNPO法人に参加しています。</p>		 
	<p>出典：「離島振興のあり方検討委員会 第2回 資料2 光・海業分野の先進的・効果的な取組事例の調査結果」http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/meeting_H27</p>		

基本目標：3.安心して活躍できるまちづくり

概要

中浦地区では、一部の地域に急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所や地すべり危険箇所が指定されています。今後より地域住民が安心して生活できるような施設や仕組みの整備が望まれます。

道路については、草が茂っていたり、土地が荒れていたりとして景観が悪くなっている場所があります。また定期的な草刈りを行わないと見通しの悪さや通行の妨げになり安全面に支障をきたす可能性もあります。今後中浦地区を訪れた方に気持ちよく地域を回ってもらうために、また地域住民が気持ちよく道路を使い通勤や通学等を行うためにも、道路環境の整備が望まれます。

また今後観光客や風力発電施設の視察を受け入れ増やしていくためには、宿泊施設や食事処の整備が必要になります。特に食事処については地域住民も気軽に利用できるような施設の整備が望まれます。

西海市総合計画における施策と地域活性化策の位置づけ

西海市総合計画				地域活性化策の方針
基本目標	基本施策	施策	細施策	
3.安心して活躍できるまちづくり	3-1：安全で災害に強いまちづくり	3-1-4：自然災害に強いまちの基盤づくり	3-1-4-2：自然災害に強いまちの基盤づくり	方針 3-1：防災対応型電源供給システムの導入
	3-5：安全で快適なみちづくり	3-5-3：市民と一体となった快適で安全な道路環境づくり	3-5-3-1：市民参加による道路環境づくり	方針 3-2：快適に利用できるような道路環境の整備
	3-11：地域の交流拠点づくり	3-11-1：地域コミュニティ施設等の整備	3-11-1-1：集会所の整備	方針 3-3：地域住民や観光客に向けた交流施設・食事処の整備

地域活性化策の方針 3-1: 「防災対応型電源供給システムの導入」

中浦地区には、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所や地すべり危険箇所が指定されている場所があります。今後災害時に安心して避難できる施設等の整備が期待されます。

背景



中浦地区分科会における検討方針

■ 防災対応型電源供給システム等の整備

災害時における自立的な電源確保のため、防災対応型電源供給システム等の整備を検討します。

参考資料：指定避難所等への防災対応型太陽光発電システム等の導入

主体	仙台市	事業名等	—
取り組みの概要	<p>東日本大震災では、電気・ガス・ガソリン等の供給が途絶し、避難所運営などの初期対応においてさまざまな不都合が生じました。こうした経験を踏まえ、災害時における自立的な電源を確保するとともに、平常時の二酸化炭素排出量の削減を図るため、市内の指定避難所等 196 ヶ所に太陽光発電と蓄電池を組み合わせた防災対応型太陽光発電システムを導入しました。</p> <p>長期間の停電が発生しても、太陽光発電と蓄電池を組み合わせることによって、天候に左右されず、昼夜を問わず防災無線やテレビなどの情報通信機器、照明、コンセント等が使用できます。</p> <p>【主なシステム構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電（10kW）/蓄電池（15kWh）/防災系高所証明（2灯）/防災系コンセント（3箇所程度） <div data-bbox="430 1545 1244 1881" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">防災太陽光発電システムイメージ図</p> <p>出典：「指定避難所等への防災対応型太陽光発電システム等の導入」 https://www.city.sendai.jp/kankyo/kurashi/machi/machizukuri/energy/hinanzuyopv/index.html</p>		

地域活性化策の方針 3-2: 「快適に利用できるような道路環境の整備」

背景

中浦地区には各地を巡る道路は整備されていますが、草が茂っていたり、土地が荒れていたりとして景観が悪くなっている場所があります。また定期的な草刈りを行わないと見通しの悪さや通行の妨げになり安全面に支障をきたす可能性もあります。



中浦地区分科会に
おける検討方針

■ 道路環境の整備

定期的な草刈り等による道路環境の整備を検討します。実施する際は風力発電事業者の参加を促すなど、地域住民との円満な関係構築を図ります。

参考資料：環境美化を考える会

主体	環境美化を考える会	事業名等	みんなのふるさとふれあい事業
<p>取り組みの概要</p>	<p>環境美化を考える会は、道路の美化活動を行うとともに、廃校になった小学校のグラウンドを開墾して農園（草木等最終処理場）として再利用することで環境学習や食育等の啓発などの活動の拠点としています。除草後の草木処理については、活動の自己完結型を模索し、除草で発生した草木を EM 堆肥化させ、種まき、栽培し、道路植栽に活用するなど循環型の仕組みを構築しています。</p> <p>また、小中学校と連携した総合学習（野菜の土づくり、育てる、調理までの食育）を平成 16 年より毎年実施するとともに、植栽用の花苗については道守・日本風景街道の団体を通じて他の地域でも植栽に利用されるなど、活動が地域に広がりを見せています。</p> <p>道路美化活動は、平成 11 年より月 1 回のペースで行われ、20 代から 70 代までの幅広い世代が参加しています。また、平成 16 年より、小中学校（9 校）の総合学習枠で環境・食育指導を、1 校につき年 6 回開催し、地域の教育現場と連携した取り組みが継続的に行われています。</p>		
	 		
	<p>出典：道路美化活動から始まった地域おこし～廃校グラウンドが環境農園に生まれ変わった！～ www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/pdf/Part30_H27/H27_ippan_15.pdf</p>		

地域活性化策の方針 3-3:「地域住民や観光客に向けた交流施設・食事処の整備」

背景	<p>中浦地区では人口が減少し、地域住民同士の交流が減ってきています。今後地域住民が気軽に交流できるような施設や食事処を整備することで、地域住民が交流する場の創出、更には観光客へ施設の利用を呼び掛けることで、交流人口の増加も期待されます。</p>
中浦地区分科会における検討方針	<p>■ 古民家等を利用した交流施設・食事処の整備</p> <p>古民家等を利用して、地域住民や観光客が交流できるような施設や食事処の整備を検討します。併せて地域住民や観光客の交流が増えるような仕組みを検討することで交流人口の増加も期待できます。</p>

参考資料：雪浦ゲストハウス森田屋・ゆきや

主体	NPO 法人 雪浦あんぱんね	事業名等	—
取り組みの概要	<p>【雪浦ゲストハウス森田屋】</p> <p>森田屋は、昔ながらの土間を入口に1階はオープンカウンターのカフェやイベントスペース、2階にはドミトリーの2部屋と個室1部屋が整備されています。宿泊する人だけではなく、雪浦に住む人たちにも気軽に立ち寄ってほしいとの思いから、1階の16畳のお座敷はカフェとしての利用のほか、縁側をステージにイベントスペースとして利用できます。</p> <p>【ゆきや】</p> <p>ゆきやは、雪浦で生産された新鮮野菜・加工品・手芸品など、「雪浦ブランド」を提供する産直所、カフェ、ギャラリー、情報提供、交流の場などが集まった、新しい「雪浦の集いの場所」です。2階には、ワークショップ、スクール、会議などに使用できるオープンスペース（有料）があります。地域の皆さんの拠り所として、憩いの場作りを目指しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="300 1644 807 1980">  <p style="text-align: center;">雪浦ゲストハウス森田屋</p> </div> <div data-bbox="959 1644 1406 1980">  <p style="text-align: center;">ゆきや</p> </div> </div> <p>出典：ゆきのうら.net http://www.yukinoura.net/</p>		

基本目標：4.みんなで作るさいかい

概要

中浦地区では人口減少・高齢化が進んでいます。今後中浦地区を活性化させていくためには、地域住民の交流機会を設け、更に移住者を増やしていく必要があります。

中浦地区に設定された事業推進エリアは伊佐ノ浦公園の近く位置していることから、今後風力発電施設や伊佐ノ浦公園を利用した新たなイベントを開催することで、地域住民の交流機会の創出や、観光客の増加が期待されます。またイベントや中浦地区のPR動画等を作成し、その魅力を発信することで、移住者の獲得につながっていくことが期待されます。

西海市総合計画における施策と地域活性化策の位置づけ

西海市総合計画				地域活性化策の方針
基本目標	基本施策	施策	細施策	
4.みんなで作るさいかい	4-1：市民協働のまちづくり	4-1-2：地域における市民活動の支援	4-1-2-4：市民協働による地域の活性化	方針4-1：中浦地区の魅力を体験するイベントの開催
	4-5：シティプロモーションの強化	4-5-2:各種メディアを活用した情報発信	4-5-2-1：各種メディアを活用した情報発信	方針4-2：中浦地区プロモーション動画の作成

地域活性化策の方針 4-1: 「中浦の魅力を経験するイベントの開催」

背景	中浦地区に設定された事業推進エリアは伊佐ノ浦公園の近く位置していることから、今後風力発電施設や伊佐ノ浦公園を利用した新たなイベントを開催することで、地域住民の交流機会の創出や、観光客の増加が期待されます。
中浦地区分科会に おける検討方針	<p>■中浦地区の魅力を経験するイベントの開催</p> <p>風力発電施設や伊佐ノ浦公園、中浦地区の農産物を楽しめるようなイベントの開催を検討します。検討にあたっては、地域住民同士の交流の場になること、更に観光客等に中浦地区の魅力を経験してもらえるような企画の検討が必要です。</p>

参考資料：郡山布引 風の高原祭り

主体	郡山湖南まつり実行委員会 (湖南町商工会)	事業名等	郡山布引 風の高原祭り
----	-----------------------	------	-------------

郡山市湖南町の布引高原は、「風の高原」と呼ばれています。この高原は、標高約 1,000mあり、布引高原ダイコンの産地として有名で、磐梯山や猪苗代湖が一望できる絶景の地です。

そして、この高原には、高さ 100mもある風力発電が 33 基立ち並び、高原の風を受けてゆっくり回っています。毎年 8 月には風の高原祭りが開催され、5km のひまわりウォーク・大根の収穫体験・布引大声大会・抽選会、石筴ふれあい牧場の移動動物園や、大道芸人によるバルーンパフォーマンスも行われます。

取り組み
の概要

出典：「ぐるっと郡山」 <https://www.gurutto-koriyama.com/>

「布引風の高原」

<https://www.city.koriyama.fukushima.jp/shise/citysales/kankou/nunobikikaze.html>

地域活性化策の方針 4-2: 「中浦地区プロモーション動画の作成」

背景	西海市は移住希望者へ向けたプロモーション動画を作成しています。今後中浦地区においても、移住希望者へ向けた効果的な情報発信を行い、移住者の確保へつなげていく必要があります。
中浦地区分科会に おける検討方針	<p>■プロモーション動画の作成</p> <p>中浦地区の魅力を発信するプロモーション動画の作成を検討します。作成した動画は移住希望者や観光客等へ向けたサイトへの掲載など広く情報を発信することが必要です。</p>

参考資料：全国移住ナビ

主体	総務省	事業名等	—
取り組みの概要	<p>「全国移住ナビ」は、関係省庁と連携し、全国の自治体と共同して構築するもので、居住・就労・生活支援等に係る総合的なワンストップのポータルサイトです。</p> <p>全国移住ナビでは、移住を希望する方へ向けた、都道府県や市町村のプロモーション動画が閲覧できるほか、仕事や住まい、生活環境、移住のテーマ等各テーマにあった移住先を探すことができるようになっています。</p> <p>また実際に移住した方々が、移住のきっかけや移住先での住環境、働き方などを掲載する移住体験談の全国コンテストを開催し、平成27年12月～28年1月の2ヶ月間のアクセス件数の多い体験談の中から、有識者委員に審査いただき、選出された受賞団体に対して、表彰を行っています。</p> <div data-bbox="429 1447 1347 1953" data-label="Image"> </div> <p>出典：「全国移住ナビ」 https://www.iju-navi.soumu.go.jp/ijunavi/</p>		

番号	項目	目的	財源	H30内容	契約相手方
①	風力発電導入に向けた地域検討会	①自然環境の保全と産業振興の両立 ②風力発電を契機とした地域・産業振興の検討 箇所:市内2地域:江島、中浦	経済産業省 資源エネルギー庁 委託	①地域検討会:7回 江島2回,中浦2回,合同3回 ②勉強会:2回 ③先進地視察調査 北九州市、茨城県神栖市 ④-1景観調査 ④-2魚礁効果調査(水中撮影) ④-3市民等への情報発信	アジア航測(株) 長崎営業所
②	海洋ポテンシャルを活用した地域振興実証事業(地方創生推進交付金事業)	海洋ポテンシャル(水産資源、風力等)を活用した持続可能な地域振興策検討 【全体計画(H29~31)】 ・海洋再生可能エネルギー実証フィールドを中心に地域資源(海洋ポテンシャル)を活用した地域振興策の検討・実証事業を行う。 【H29】海洋再生可能エネルギー実証フィールド海底調査 【H30、31】海洋ポテンシャルを活用した地域振興策実証事業 【H31】市内事業者の再生可能エネルギー分野参入支援事業	内閣府 交付金	海洋ポテンシャルを活用した持続可能な地域振興実証補助金 【提案内容】 ①海の見える化 ②漁業共生に向けた漁場環境調査と共生策の検討 ③産業の育成	公募 ↓ JRE
③	西海市再生可能エネルギー活用計画改定	再生可能エネルギーの導入を契機とした実効ある地域振興策の具体化(ロードマップ及び役割分担の提示、プロジェクト組成) 【H30の成果】H31国プロ申請書の作成 ・資料収集、現状把握、将来像検討 【H31の成果】再エネ計画策定 ・スケジュール、役割分担も盛込む。	西海市 一般財源	①将来の関係者となる市内の若手人材によるワークショップ等で十分に議論を行い、市民目線で地域・行政の役割や必要なルールなどを検討のうえ、新計画に盛り込む。	公募 ↓ パシフィックコンサルタンツ(株)
④	再エネ普及啓発	産業振興と環境保全の両立を目指し、地域資源を活かした取組みを推進する。	西海市 一般財源	①風力発電産業現地見学、体験 小学生8名、中学生4人 @北九州市 時期:7/29 ②潮流発電ワーキンググループ 年3回程度⇒H30.6月(一旦整理) ③風力発電推進市町村全国協議会加入 県内加入自治体:平戸市、五島市、壱岐市	市内 小中学生 募集